

～新規に居宅介護等（訪問系）事業指定を受けられた方へ～

事業所の適切な運営を行っていただくために、下記の点についてご注意ください。

1. 指定・変更に関して

○変更時に届出が必要な事項

	変更時に届出が必要な事項	届出時期	必要書類
1	申請者情報 ・名称、所在地、代表者、 登記事項証明書（実施サービス に係る事項のみ）	変更後 10日以内 （※1事業所の所在地 変更時は注意）	・第2号様式（第3条関係）指定障害 福祉サービス事業者等変更届出書 ・指定申請時に提出する書類のうち、 変更があったもの 等
2	事業所情報 ・名称、所在地、平面図、設備 の概要、管理者、サービス提供 責任者、運営規程（従業者数、 営業日、実施地域 等）		
3	事業所運営に関する事項 ・休止、再開、廃止	変更日の 1月前まで	・第3号様式（第3条関係）指定障害 福祉サービス事業者等廃止（休止、再 開）届出書
4	介護給付費等算定に係る体制 等に関する事項 (1) 処遇改善加算に関する事項 (2) 特定事業所加算 (3) 身体拘束廃止・虐待措置未 実施、業向継続計画未策定など の減算に係る事項	(1) 新規届出： 前々月の月末まで 変更届出： 前月15日まで (2) 2月前までに 事前相談、 1月前までに届出 (3) 不適切な運営が 確認された場合、速 やかに届出（※2）	・介護給付費等算定に係る体制等 に関する届出書 ・介護給付費の算定に係る体制等状 況一覧表 ・必要に応じて、障害福祉サービス等 処遇改善計画書、（障害福祉サービ ス等処遇改善計画）変更に係る届出書、 特定事業所加算に係る届出書、障害 福祉サービス等処遇改善計画書 等

※1事業所の所在地変更については、個人宅や他事業所の一部を居宅介護等事業所として使用する
場合、共用部分との区別などを確認するため、遅くとも1月前には事前相談をすること。

※2事業所の任意指導や運営指導の際に、身体拘束廃止未実施や虐待措置未実施、業務継続計画未策
定などの不適切な運営が確認された場合、減算対象となるため速やかに変更届と改善計画書を提出
する。改善が実施出来た際には改善報告書と合わせて再度変更届の提出をもって報告を行うこと。

2. 情報公表について

○障害福祉サービス等情報公表システム（WAM NET）への報告

・新規指定日より1月以内に報告を行う。また毎年度、5月～7月頃に登録内容を更新し、報告を
行う。

<減算が適用される要件>

指定更新や運営指導等において確認され、指導したにも関わらず、事業所が報告を行わない場合や
新規指定時において、指定日から翌月末までに事業所が報告を行わない場合、減算の対象となる。

3. 各種委員会の設置、指針の作成、研修・訓練の実施等について

(参照) 令和6年5月30日 香川県健康福祉部障害福祉課長 障害福祉サービス事業所等における取組み等について

1	項目	必要な措置	義務化	未実施減算
1	虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ①委員会の設置及び開催（年1回以上） 委員会での検討結果を従業者に周知 ②研修の実施（年1回以上） ③担当者の設置 	R4. 4. 1～	R6. 4. 1～ あり
2	身体拘束の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ①身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録すること ②委員会の設置及び開催（年1回以上）委員会での検討結果を従業者に周知 ③指針の整備 ④研修の実施（年1回以上） 	R4. 4. 1～	R5. 4. 1～ あり (R6. 4. 1～ 減算の単位変更)
3	感染症対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ①委員会の設置及び開催（6月に1回） 委員会での検討結果を従業者に周知 ②指針の整備 ③研修の実施（年1回以上） ④訓練(シミュレーション)の実施（年1回以上） 	R4. 4. 1～	なし
4	感染症・非常災害発生時の業務継続に向けた取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> ①業務継続計画(BCP)の策定 ②研修の実施(年1回以上) ③訓練(シミュレーション)の実施(年1回以上) <p>R7. 3. 31までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、R7. 3. 31までの間、減算を適用しない。</p>	R4. 4. 1～	あり (R7. 3. 31まで経過措置あり)
5	ハラスメント対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ①事業者の方針等の明確化及び周知・啓発 ②相談担当者、相談対応窓口を定め、従業者に周知すること 	R3. 4. 1～	なし

4. ヒヤリハット・事故について

- ①事故対応マニュアル（発生した場合の対応方法）を作成すること。
- ②事故が発生した場合は、速やかに県、市町に連絡することが必要なことから、事故対応マニュアルにその旨記載すること。
- ③ヒヤリハット・事故が発生した際は、再発防止策を職員間で共有すること。

【香川県障害福祉課】

○事故報告様式：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/shogai/fukushi/jigyosha/kfvn.html>

○事故報告書提出先：

https://apply.e-tumo.jp/pref-kagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=4561

5. その他

各種手続きや運営に必要な事項について、香川県や厚生労働省のホームページ等を十分ご確認ください。また、香川県障害福祉課より事務連絡や各種案内を適宜メールで周知をしております。見逃すことのないようにお願いします。

【参考URL】

香川県障害福祉課ホームページ（事業者向け情報）

○事業者指定・届出・請求資料 | 香川県 (kagawa.lg.jp)

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/shogai/fukushi/jigyosha/shiryo/kfvn.html>

○障害者総合支援法情報

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/shogai/fukushi/jigyosha/sogoshienho/kfvn.html>

○香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例等

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/shogai/fukushi/jigyosha/ki jun.html>

○福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/shogai/fukushi/jigyosha/kasan.html>

○運営指導（旧実地指導）の事前提出書類について

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/shogai/fukushi/jisyutenken.html>

厚生労働省 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

【担当】

香川県健康福祉部障害福祉課

施設福祉・就労支援グループ：(087) 832-3293